

乳幼児における食物アレルギー実態調査から地域課題を考える

東部厚生環境事務所・東部保健所

○真田美紀，佐藤博子，今田洋子，開本真由美，藤原祐子，谷水孝行

I はじめに

アレルギー疾患の罹患者は年々増加傾向にあるといわれている。

特に，食物アレルギーは乳幼児やその保護者において，深刻な問題で，病態や食生活，治療に関する正しい知識の普及とともに，誤食によるアナフィラキシー発症への迅速で適切な対応が求められる。さらに災害時における食生活支援など課題が多い。

当所では，アレルギー疾患相談事業を行うとともに，地域の医療，保健，保育などの関係者と連携して，食物アレルギー調査を実施した。

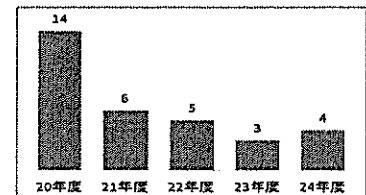
この調査から課題を共有し，今後の食物アレルギー対策の方針を検討したのでここに報告する。

II 保健所業務から見た当圏域の現状

1 アレルギー疾患相談窓口の開設（月1回）

当所は月1回第3火曜日に相談窓口を開設しており，過去5年間の相談実績は図1のとおりである。平成24年度の実績では，相談窓口開設総日数10日のうち7日は相談者がなく，利用は低調である。

図1 年度別アレルギー疾患相談件数



2 研修会の実施（年1回）

保健，医療，福祉，教育関係者及びアレルギー疾患罹患者向けに，地区医師会が推薦する医師を講師として講演及び相談を行っている。研修内容は；アトピー性皮膚炎，食物アレルギー，気管支喘息に関することとなっている。

3 給食施設指導における現状把握

健康増進法に基づく給食施設指導では，学校や保育所における食物アレルギー児の対応について，疾患児数，原因食品，医師の指示書を帳票などで把握するとともに危機管理体制の整備状況を確認している。医師の指示書によると，受診した医療機関が広域にわたっており，医師によって指示内容の書き込み方に差異がみられた。

III 平成25年度の当保健所の取組内容

1 食物アレルギー対策会議の設置

(1) 会議の位置づけと委員の構成

尾三地域保健対策協議会の健康ひろしま21計画委員会の専門会議として設置した。

(2) 会議の役割

ア 圏域内の市町の実態把握・課題検討

イ 地域での支援体制などの検討

表1 食物アレルギー対策会議の委員構成

委員	医療関係者	アレルギー専門医（JA尾道総合病院小児科），薬剤師
	学識経験者	広島女学院大学管理栄養学科
	地域関係者	市町（保健主管課，児童福祉主管課），保健所

2 調査の概要

(1) 調査目的

尾三圏域内の乳幼児における食物アレルギーの罹患状況，医師の診断の有無，原因食品の把握，並びに保育施設における食物アレルギーに対応した食事の提供状況や危機管理対策などを調査し，地域の実態を把握する。

(2) 調査内容

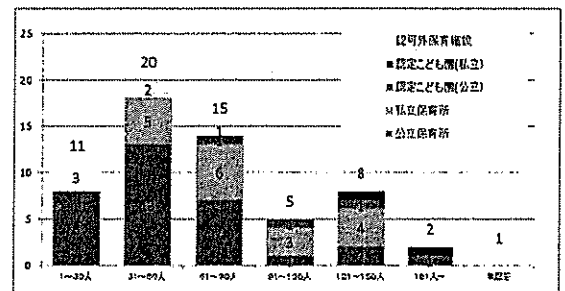
食物アレルギー対策会議で調査内容や対象者への配布・回収方法について協議を行い，表2のように実施した。

表2 各調査の概要

		乳幼児健診実態調査	保育施設実態調査
調査対象		1歳6か月児及び3歳児の乳幼児健診の受診対象者の保護者	保育所，認定こども園，認可外保育所
調査方法		無記名による自記式調査票，健診会場にて回収する	郵送等によるアンケート調査
調査期間		平成25年10月～11月	平成25年11月
調査項目	基本属性	居住地域，受診時年齢，性別	施設区分，在籍児童者数，職員数
	アレルギー疾患の状況	症状の有無，症状出現時期，症状の種類，原因食品，原因食品の除去の有無，診断の有無，受診状況	アレルギー疾患児への配慮，指導状況，対応の有無，指示書の提出，対応食，アナフィラキシー等緊急時対応
調査票配布数		320枚	71施設
回収数		229枚※うち無効回答数2枚	62施設
回収率		70.3%	86.1%

回答した施設の中で，規模別の分布が園児数90人以下の施設の割合は全体の75.4%となっている。（図2）

図2 規模別の施設数(n=62)



3 調査結果

(1) 食物アレルギー児の実態

乳幼児健診の調査では，食物アレルギーをもつ児の割合は12.0%であり，3歳児は11.5%，1歳6か月児は12.6%であった（表3）。

表3 乳幼児健診対象者の内訳（単位：人）

	男		女		合計	
	3歳児	1歳6か月児	3歳児	1歳6か月児	3歳児	1歳6か月児
食物アレルギーなし	63	48	45	42	108	90
食物アレルギーあり	6	7	8	6	14	13
合計	69	55	53	48	122	103

保育施設対象の調査によると、年齢ごとの食物アレルギー児の占める割合は0歳児が最も高く、3歳児以降はほぼ横ばいで男女の違いはみられなかった（図3）。

図3 施設における年齢ごとの食物アレルギー児の割合

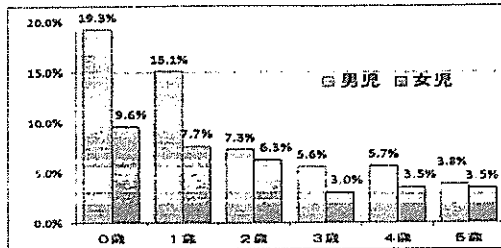
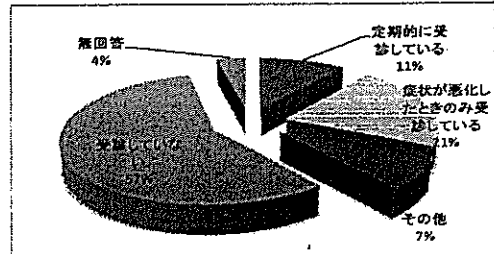


図4 食物アレルギーに係る医療機関の受診状況 (n=27)

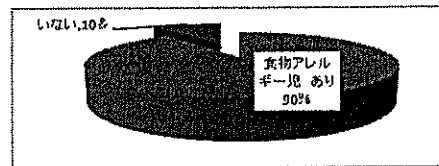


食物アレルギーと医師から診断された者は、「食物アレルギーがある」と答えた27名のうち25名だった（表3）。医療機関の受診状況を見ると、「定期的を受診している」者は3名であり、「受診していない」者の15名のうち7名は保育所等に通園していた（図4）。また、アトピー性皮膚炎を併存している者14名のうち6名は「定期的」または「症状が悪化したとき」に受診していた。

(2) 保育施設の現状

図5 食物アレルギー児がいる施設の割合 (n=62)

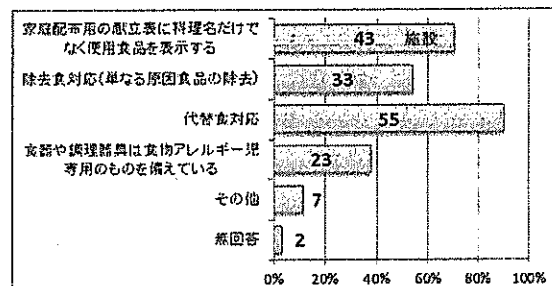
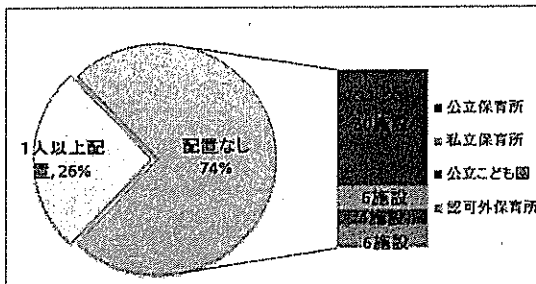
食物アレルギー児は、回答した施設の90%にいたることがわかった（図5）。



栄養士・管理栄養士の配置のない施設は46施設で全体の74%を占めている。（図6）食事を提供している61施設では、全て食物アレルギーに対応した除去食や代替食などの提供を行っている（図7）。このことから、栄養士の配置がない施設での現場対応は、他の職種による対応が考えられる。

図6 栄養士・管理栄養士の配置状況 (n=62)

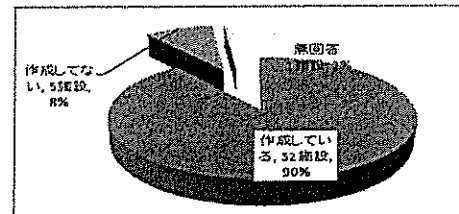
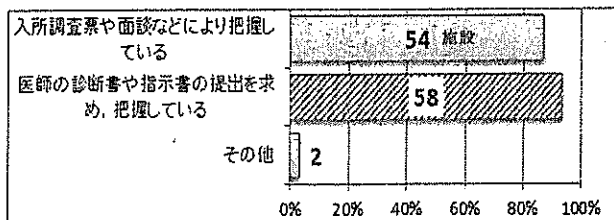
図7 食物アレルギーに対応した食事の提供 (n=61)



また、食物アレルギー児の把握や対応のため9割の施設は、医師が作成した指示書の提出を保護者に求めている（図8）が、指示書の様式を作成していない施設が5施設あった（図9）。

図8 食物アレルギー児の把握の方法 (n=62)

図9 指示書の様式の作成状況 (n=58)



保育施設における適切な食物アレルギーの対応には、医療関係者との連携が重要である。しかし、連絡体制を整備している施設は2割程度にとどまっている(図10)。

(3) 「保育所におけるアレルギー対応ガイドライン」の活用

厚生労働省が平成23年3月に通知したこのガイドラインの活用状況は、「活用している」と回答した施設が全体の64.0%であったが(図11)、活用内容をみると、食物アレルギー児への個別対応や職員への研修、緊急時または危機管理対応の項目が多かった。(図12)

図11 ガイドラインの活用状況(n=62)

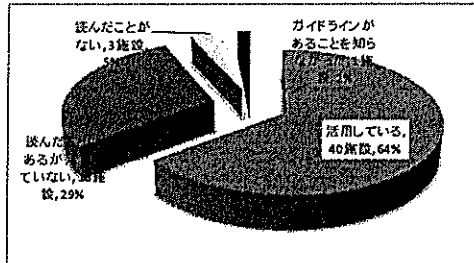


図10 医療機関との連携について

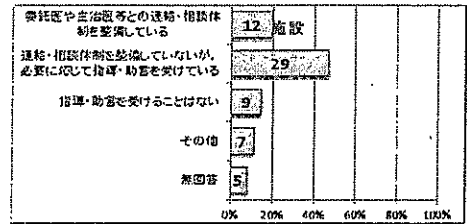
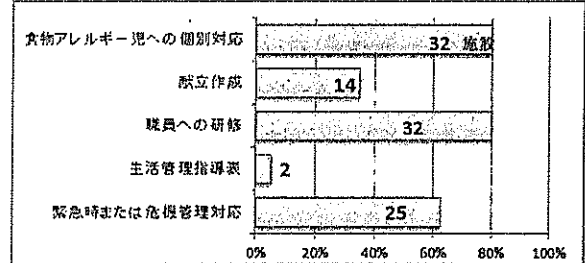


図12 ガイドラインの活用状況②(n=40)



(4) 食物アレルギーによるアナフィラキシー発症時対応マニュアルの作成状況

アナフィラキシーを発症した際の対応に係るマニュアルは、公立、私立に関係なく作成していない施設が半数以上を占めている(図13)。また、エピペン[®]の使用については45.7%の施設が記載していた(図14)。

図13 マニュアルの作成状況(n=62)

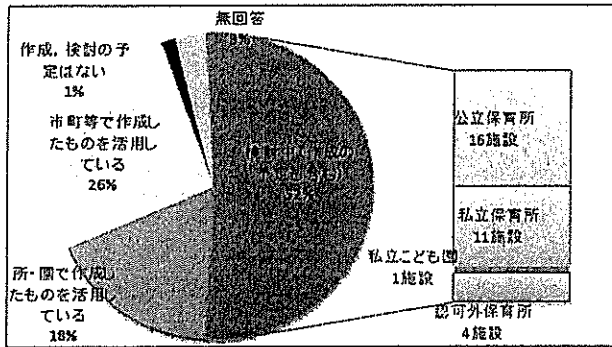
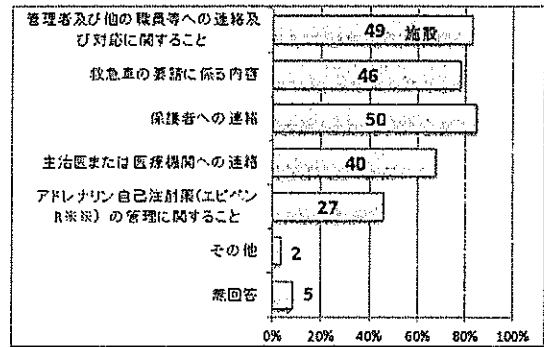


図14 マニュアルの記載事項(n=59)



4 まとめ

(1) 保育施設における指示書の作成及び保護者への提出の求め

保護者に対し医師からの診断書や指示書を求めているのは9割を超えていた。

しかし、提出された指示書の様式をみると、診断医から施設にアレルギー児の個々の状態に対して指示するには、不十分な内容ではないかという意見があった。

指示書については診断医が記載しやすく、施設においてアレルギー児の状況が適正に把握できるような様式を検討することが必要である。

(2) 「保育所におけるアレルギー対応ガイドライン」の活用状況

ア 栄養士・管理栄養士などの職員の資質の向上

食事の提供に関する食物アレルギー児への対応は、栄養士・管理栄養士の配置の

有無に関わらず9割の施設で代替食の提供が実施されていた。

「保育所におけるアレルギー対応ガイドライン」の活用状況において、「献立作成に関すること」は35%であったため、他のガイドラインなどを参考にしていると考えられる。このことから現場対応を再確認するとともに、保育担当者及び栄養士を含めた調理従事者の質の向上を支援する研修体制の整備が求められる。

イ 生活管理指導表の活用状況

生活管理指導表についてはほとんどの施設で活用されていないことがわかった。活用されていない理由として、内容が専門的であることがあげられる。生活管理指導表の導入には、保護者、医師、保育関係者の意思疎通が図れるような内容と活用方法を検討することが重要である。

(3) 施設等への情報提供

施設があげた保護者からの相談内容は、「給食の対応など食事の内容に関すること」と、「医療機関・相談機関等の情報提供について」が多かった。保育施設や保護者が必要としている情報などを把握して発信する方法について検討する。

5 今後の方針

この実態調査を基に、食物アレルギー対策会議を核として、今後の取組を実施するために次のように考えた。(図15)

(1) 地域での支援体制の再構築

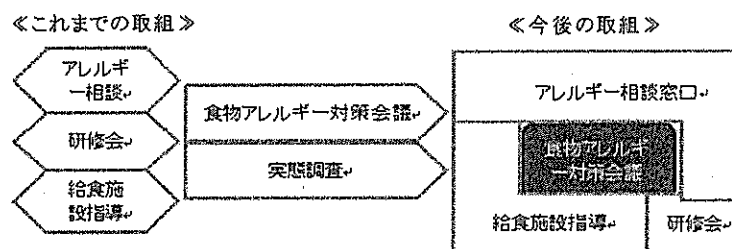
- ・食物アレルギー対策会議を継続し、アレルギー疾患相談事業の体制を充実する。
- ・市町との連携体制を構築し、乳幼児、保護者及び関係者を対象として普及啓発などの支援を行う。

(2) 具体的な対策

- ・当保健所のホームページを活用した食物アレルギー疾患情報の地域への発信や相談窓口の開設
- ・関係者の人材育成のための研修会の実施
- ・保育施設における食物アレルギー疾患の教育及び研修
[指示書の必要項目の検討及び記入要領の作成]
[生活管理指導表の導入に向けた取組]
- ・食物アレルギーのパンフレットの作成など

図15

今後の取組のイメージ



VI おわりに

乳幼児の食物アレルギーの実態調査から、地域の現状と課題を把握でき、食物アレルギー対策を推進する方針を検討した。食物アレルギー対策の推進により、保護者のみならず周囲の関係者が食物アレルギーについて一層理解し、併せて、食育推進などにより、地域全体で、食物アレルギーに対する環境を改善していきたい。

乳幼児の食物アレルギーに関する調査協力をお願い

このアンケートは、尾三地域におけるアレルギー疾患をもつ乳幼児の状況を調査し現状を把握するとともに、今後、乳幼児におけるアレルギー対策事業の資料とさせていただきます。

ご協力の御力をよろしくお願いいたします。

この調査は無記名式で、ご回答いただいた内容はすべて統計的に処理いたします。個人・団体が特定される心配はありません。また、この調査の目的以外に回答を利用することはありません。

◆調査期間 平成25年11月1日(金)～11月29日(金)

◆回収方法 調査票に御記入のうえ、乳幼児健診会場で提出してください。

尾三地域保健対策協議会
食物アレルギー対策会議
会長 辻 徹 郎

事務局 〒722-0002 尾道市古浜町 26-12
広島県東部厚生環境事務所・保健所
連絡先 TEL 0848-25-4641 (直通)
担当者 今田, 真田, 藤原

【尾三地域保健対策協議会の紹介】

県内の二次保健医療圏域の一つである尾三圏域(三原市、尾道市及び世羅町)住民の健康の保持・増進のため設置された、保健・医療・福祉の推進に必要な事業を実施する機関です。
この協議会の構成機関は、市町、医師会、歯科医師会、薬剤師会等保健・医療・福祉関係機関、保健所です。

【食物アレルギーって何?】

特定の食物を食べたときや触ったとき、成分を吸い込んだときなどに、その食物に含まれるたんぱく質に免疫システムが過剰に反応して起こります。代表的な症状としては、皮膚のかゆみやじんましん、せきなどが多くみられます。

【調査の実施について】

この調査は、三原市、尾道市、世羅町の各自自治体との共同により行います。

食物アレルギー疾患に関する調査

【ご記入に際してのお願い】

○回答項目のうち、あてはまる番号に○印をつけてください。
○()内には、質問にそって文字または数字を記入してください。

◆お子様のお住まいは (三原市 ・ 尾道市 ・ 世羅町)
◆年齢 ()歳()か月 性別 (男 ・ 女)

I. お子様の健康状態において、おちに食物アレルギーについておうちかがいします。
問1 お子様は、食物アレルギーがありますか。

1 はい、 2 いいえ(わからぬ) → 問9へおすすみください。

問2 (問1で「1はい」と答えた方。)これまで食物によるアレルギー症状は出ましたか。

1 はい 2 いいえ(わからぬ) → 問4へおすすみください。

問3 (問2で「1 はい」と答えた方。)これまでに食物アレルギーで出た症状はどのような症状でしたか。また、症状が始めたのは、いつ頃ですか?

◆これまでに出現した症状(あてはまる番号すべてに○をつけてください)

- 1 皮膚の湿疹, じんましん, かゆみ, びくみ 2 くしゃみ, 鼻汁
- 3 口のはれ, かゆみ 4 眼のはれ, かゆみ
- 5 顔面腫れ, 冷や汗, 手足の冷感 6 腹痛, 嘔吐, 下痢
- 7 咳き込み, ぜん喘(ぜんぜん), ひゅーひゅー)
- 8 その他 ()

◆症状が出始めた年齢 ()歳 ()か月頃

問4 お子様はこれまでに、「食物アレルギー」と医師に診断されたことはありますか? 診断されたことのある場合は、その時期、診療科、検査項目等をご記入ください。

1 はい (1)時期 ()歳()か月頃

(2)診療科

(小児科・皮膚科・内科・その他)

(3)検査項目等 ※あてはまるものすべてに○をつけてください。

{ 問診・血液検査・皮膚テスト・食物負荷試験 }
その他 ()

2 いいえ → 問6へおすすみください

問5 (問4で「1 はい」と答えた方。)食物アレルギーの原因と診断された食品すべてに○をつけてください。

- | | | | | |
|--------|----------|-------------|----------|----------|
| 1. 卵 | 2. 牛乳 | 3. 小麦 | 4. そば | 5. 落花生 |
| 6. えび | 7. かに | 8. いくら | 9. あわび | 10. 牛肉 |
| 11. いか | 12. キウイ | 13. オレンジ | 14. くるみ | 15. 鶏肉 |
| 16. さけ | 17. さば | 18. 大豆 | 19. 豚肉 | 20. まつたけ |
| 21. もも | 22. やまいも | 23. りんご | 24. セラチン | 25. パナナ |
| 26. 米 | 27. こま | 28. その他 () | | |

問6 現在、食物アレルギーの治療のため医療機関を受診していますか。受診状況をお答えください。

- 1 定期的に受診している
- 2 症状が悪化したときのみ受診している
- 3 その他 ()
- 4 受診していない

問7 これまでに、食物アレルギーの原因(と思われる)食品を食べないように除去したり、制限したりしたことはありますか？ 制限している(したことがある)食品をすべて問5の枠内にある食品から番号でお答えください。

1 現在もしている	2 過去にしたことはあるが、現在はしていない
制限している(したことがある)食品を、「問5の枠内にある食品の中から選んで番号を記入してください。」	
3 今までにしたことはない → 問9へおすすみください	

問8 (問7で「1」または「2」と答えた方、)食品の制限を始める(やめる)かどうか、判断するまでの行動であてはまるもの、それぞれに○をつけてください。

内 容	制限を始めた時	制限をやめる時
1 医師に相談する	した・しない	する・しない
2 看護師、保健師、栄養士、保育士等の専門職に相談する	した・しない	する・しない
3 食物アレルギー用をもつ保護者や知人に相談する	した・しない	する・しない
4 自己判断する	した・しない	する・しない
5 その他 ()	した・しない	する・しない

II 食物アレルギー以外のアレルギーについておうかがいします。

問9 お子様はこれまでに、次のアレルギー疾患であると医師に「診断」されたことがありますか？あてはまるものすべてに○をつけてください。

1 ない(わからない)	3 アレルギー性結膜炎(花粉症を含む)	6 ぜん息	7 その他のアレルギー疾患 ()
2 アトピー性皮膚炎	4 じんましん	5 アレルギー性鼻炎(花粉症を含む)	

III お子様の通園状況についておうかがいします。

問10 お子様は、現在、保育園・幼稚園・認定こども園等の施設に通っていますか？

- 1 はい () 歳 () か月から通っている
- 2 いいえ

問11 食物アレルギーに関する施設の対応について、気になることすべての番号に○をつけてください。

- 1 食事の提供について食物アレルギーに対応しているか
- 2 医療機関・相談機関等の情報提供があるか
- 3 同じ悩みをもつ人との交流の場があるか
- 4 緊急時対応の体制が整備されているか
- 5 その他 ()
- 6 特にない

[記入もれがないか、もう一度確認をお願いいたします。ご協力ありがとうございます。]

食物アレルギーに関する調査協力のおお願い

このアンケートは、尾三圏域においてアレルギー疾患をもつ乳幼児の状況や、児童福祉施設における対応状況等を調査し現状を把握するとともに、地域におけるアレルギー対策の基礎資料とさせていただきますので、ご協力をお願いします。

この調査は無記名式で、ご回答いただいた内容はすべて統計的に処理いたします。個人・団体が特定される心配はありません。また、この調査の目的以外に回答を利用することはありません。

- ◆調査期間 平成25年11月1日(金)～11月15日(金)
- ◆回収方法 調査票に御記入のうえ、同封の返信用封筒に入れて11月15日(金)までに、投函してください。

この調査は、三原市、尾道市、世羅町の各自治体と共同により行います。

尾三地域保健対策協議会
食物アレルギー対策会議
会長 辻 徹 郎

事務局 千722-0002 尾道市古浜町26-12
広島県東部厚生環境事務所・保健所
連絡先 TEL 0848-25-4641 (直通)
担当者 今田、真田、藤原

【尾三地域保健対策協議会の紹介】

県内の二次保健医療圏域の一つである尾三圏域(三原市、尾道市及び世羅町)住民の健康の保持・増進のため設置された、保健・医療・福祉の推進に必要な事業を実施する機関です。この協議会の構成機関は、市町、医師会、歯科医師会、薬剤師会等保健・医療・福祉関係機関、保健所です。

★貴施設の所在地、開所時間、運営形態、児童数・職員数についてお答えをお願いします。
平成25年11月1日現在でお答えください。

所在地	三原市	尾道市	世羅町
開所(園)時間	()時()分～()時()分		
種類	1 認可保育所	1 公立	2 私立
	2 認定こども園	1 公立	2 私立
	3 認可外保育施設		
食事の提供方法	1 自園の給食施設	2	3 提供なし
年齢別※在籍人数	男児	女児	
0歳児クラス			非常勤※
1歳児クラス			施設長
2歳児クラス			保育士等
3歳児クラス			栄養士・管理栄養士
4歳児クラス			看護師
5歳児クラス			調理・調理補助
合計			事務
			合計

※ 年齢区分は平成25年4月時点

※※ 週休代替は含まない。

【ご記入に際してのお願い】

- ◆回答項目のうち、黄施設状況にあてはまる番号に○印をつけてください。
- ◆表または()内には、質問にそって文字または数字を記入してください。

問1 食物アレルギー罹患者(有症者)(以下「食物アレルギー児」という)を把握していますか。把握している場合は人数を、平成25年11月1日現在でクラス別、男女別でお答えください。(年齢区分は平成25年4月時点をお願いします。)

		(人数)					
1	はい	0歳児	1歳児	2歳児	3歳児	4歳児	5歳児
		クラス	クラス	クラス	クラス	クラス	クラス
		男児					
		女児					

2 いいえ

問2 食物アレルギー児の把握の方法について、あてはまるものすべてに○をしてください。

- 1 入所調査票や面談などにより把握している
- 2 医師の診断書や指示書の提出を求め、把握している
- 3 その他()

問3 (問2で「2」を選ばれた方全員。)指示書の様式を作成していますか。

- 1 作成している (施設名をふせて、可能な限り指示書の様式を提出してください)
- 2 作成していない

問4 食物アレルギー対応について、委託医や主治医等の指導・助言を受ける体制が整備されていますか。あてはまるものに○をしてください。

- 1 委託医や主治医等との連絡・相談体制を整備している
- 2 連絡・相談体制を整備していないが、必要に応じて指導・助言を受けている
- 3 指導・助言を受けることはない
- 4 その他()

問5 児童に食事を提供している施設におうかがいします。食物アレルギー児に対応した食事の提供について、あてはまるものに○をしてください。

- 1 食物アレルギーに配慮した対応をしている
- 2 家から弁当を持参させている
- 3 特に配慮していない
- 4 その他()

問7へ進む

問6 (問5で「1」とお答えの方。) 具体的な対応について、あてはまるものすべてに○をしてください。

- 1 家庭配布用の献立表に料理名だけでなく使用食品を表示する
- 2 除去食対応 (単なる原因食品の除去)
- 3 代替食対応 (除去した食品の栄養を代わりとなる食品で補てんする。
たとえば魚介類を肉類にするなどの対応)
- 4 食器や調理器具は食物アレルギー児専用のものを備えている
- 5 その他 ()

問7 他の児に対して食物アレルギー児に配慮した説明をしていますか。あてはまるもの○をしてください。

- 1 している
- 2 していない

問8 食物アレルギー児をもつ保護者から、相談を受けることがありますか。あてはまるもの○をしてください。また、相談内容について、あてはまるものすべてに○をしてください。

- 1 医療機関・相談機関等の情報提供について
- 2 給食の対応など食事の内容に関する事
- 3 同じ悩みをもつ人との交流の場について
- 4 アナフィラキシー※発症等の緊急時の対応について
- 5 相談を受けることはない
- 6 その他 ()

※アナフィラキシーとは、アレルギー反応によりじんましんなどの皮膚症状、腹痛や嘔吐などの消化器症状、ゼーゼー、呼吸困難などの呼吸器症状が複数同時にかつ急激に出現した状態をいう。

問9 「保育所におけるアレルギー対応ガイドライン (厚生労働省平成23年3月通知) (以下「ガイドライン」という) では、食物アレルギー児の生活管理指導表、食事の予防及び緊急時の対応について示されています。この「ガイドライン」の活用について、あてはまるもの○をしてください。

- 1 活用している
- 2 読んだことはあるが活用していない
- 3 読んだことがない
- 4 ガイドラインがあることを知らなかった

問11へすすむ

問10 (問9で「1」と答えた方。) どのように活用していますか。あてはまるものすべてに○をしてください。

- 1 食物アレルギー児への個別対応
- 2 献立作成
- 3 職員への研修
- 4 生活管理指導表
- 5 緊急時または危機管理対応
- 6 その他 ()

問11 食物アレルギー児 (有症者) のうち、誤食によるアナフィラキシーを発症した児童はいいますか。平成25年4月～10月末現在でお答えください。

- 1 いる
- 2 いない
- 3 わからない

問12 貴施設における食物の摂取によるアナフィラキシーを発症した際の対応に係るマニュアルの活用状況についてあてはまるものに○をしてください。
現在アナフィラキシーの既往をもつ児童がいない場合もお答えください。

- 1 所・園で作成したものを活用している
- 2 市町等で作成したものを活用している
- 3 検閲中 (作成の予定も含む)
- 4 作成、検閲の予定はない

問14へすすむ

問13 (問12で「1」、「2」または「3」と答えた方。) マニュアルの内容に記載 (を検討) している項目であてはまるものすべてに○をしてください

- 1 管理者及び他の職員等への連絡及び対応に関する事
- 2 救急車の要請に係る内容
- 3 保護者への連絡
- 4 主治医または医療機関への連絡
- 5 アドレナリン自己注射薬 (エピペン®) の管理に関する事
- 6 その他 ()

※エピペン®は、アドレナリン自己注射薬の商品名です。アドレナリンは副腎髄質から分泌されるホルモンで、主に心臓の動きを強めたり、末梢血管を収縮させたりして血圧を上げる作用があります。
蜂毒、食物に起因するアナフィラキシー反応に対する補助治療に用いられます。

問14 保護者からの申し出等により、次のアレルギー疾患をもつ児童を把握していますか。把握している疾病についてあてはまるものすべてに○をしてください

- 1 ない (わからない)
- 2 アトピー性皮膚炎
- 3 アレルギー性結膜炎 (花粉症を含む)
- 4 じんましん
- 5 アレルギー性鼻炎 (花粉症を含む)
- 6 ぜん息
- 7 その他のアレルギー疾患 ()

問15 食物アレルギーの対応に係る問題点について、ご自由に記入してください。

★ご協力、誠にありがとうございました。